

# 実演家の働き方の特性と セーフティネットの必要性

2023年10月3日

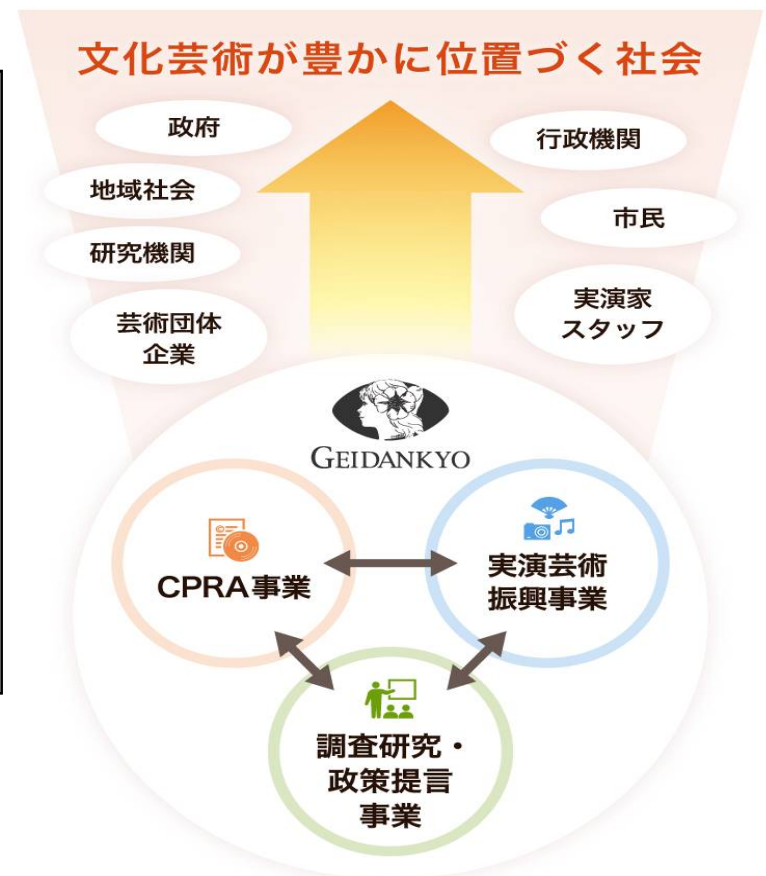
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

# 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)とは

- 俳優、歌手、演奏家、舞踊家、演芸家、演出家、舞台監督など、あらゆる実演芸術分野の実演家の団体、スタッフや制作者など芸能に携わる団体、70団体を正会員とする公益法人
- 芸能活動を推進し、実演家の権利を擁護することにより、実演家の地位の向上と実演の円滑な利用を図り、我が国の文化の発展に寄与することを目的として、1965（昭和40）年に設立
- 会長：野村 萬（能楽師・人間国宝）

## 【主な業務】

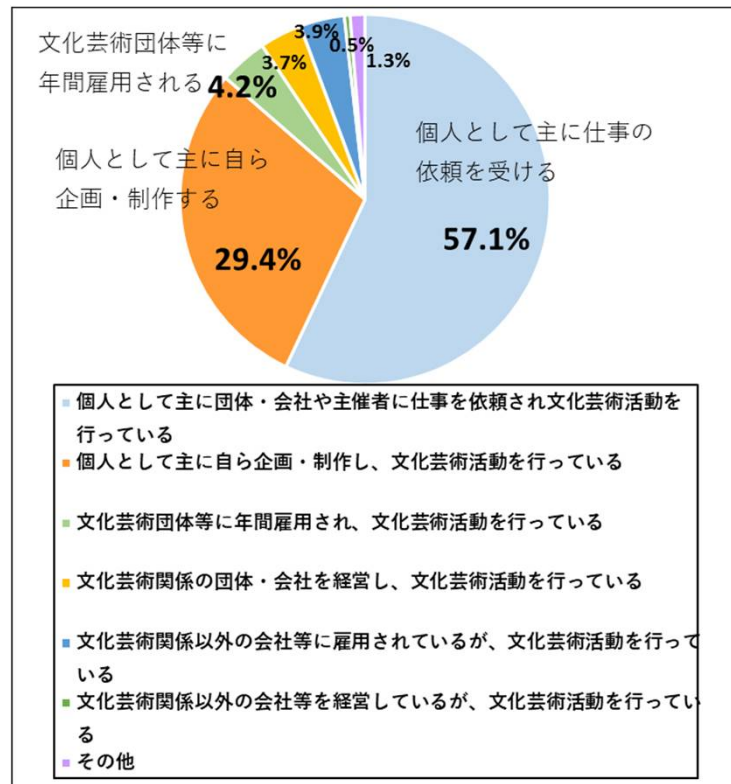
- 実演家著作隣接権センター（CPRA）事業  
著作権法に基づいて、実演家の権利を集中管理し、守る
- 実演芸術振興事業  
芸能花伝舎を拠点に、実演芸術の創造を支え、魅力を広める
- 調査研究・政策提言事業  
実演芸術や実演家を取り巻く環境を整える



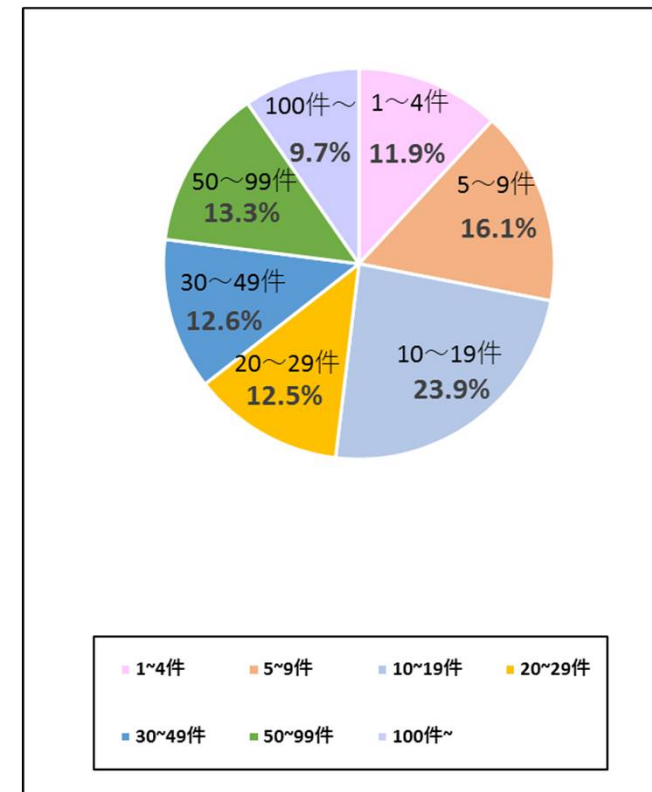
# 既存調査から見た実演家の働き方の特性①

## 不特定の依頼主からの仕事や自主的な仕事を中心

- さまざまな団体や会社等から仕事を依頼される形態が主  
契約期間は時間単位、日単位、月単位、年単位と、仕事により異なる
- 自主的な仕事もあり、年間を通して雇用されている人は僅か。ほとんどが自営業



文化芸術活動の主な取り組み方（'21芸文振・フォーラム調査）

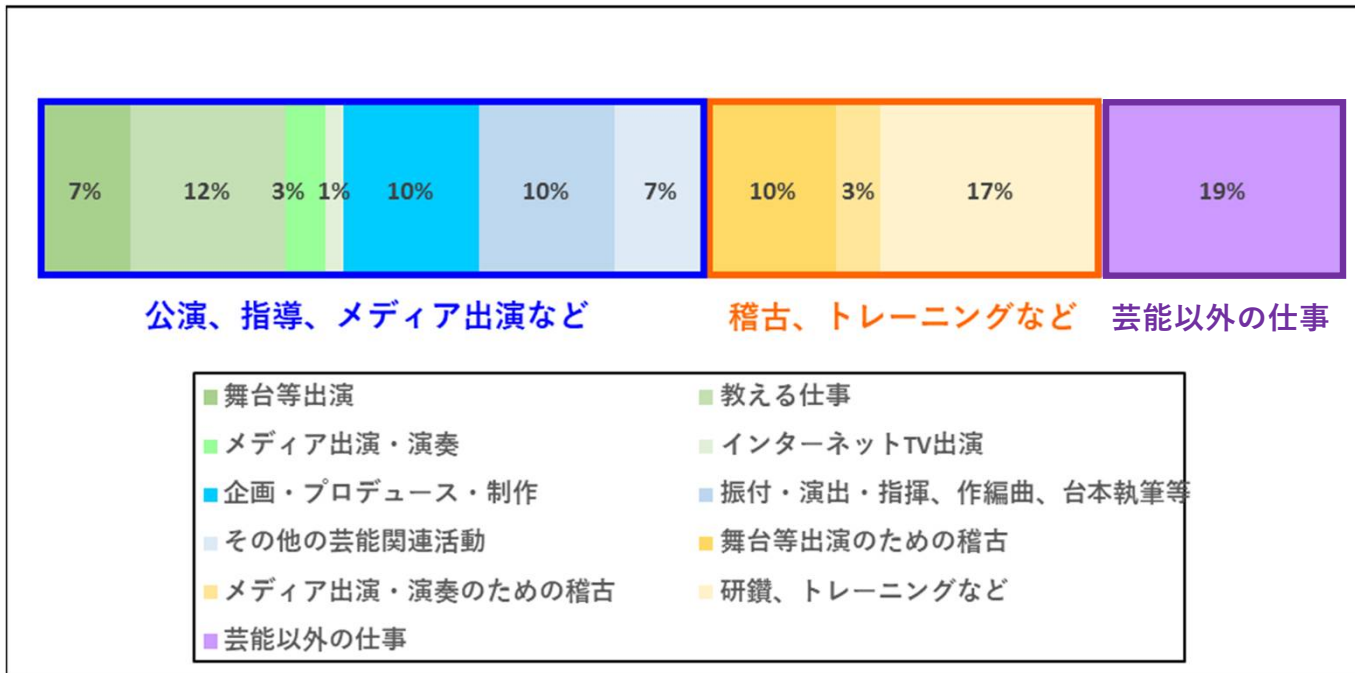


年間の契約件数（'22文化庁調査）

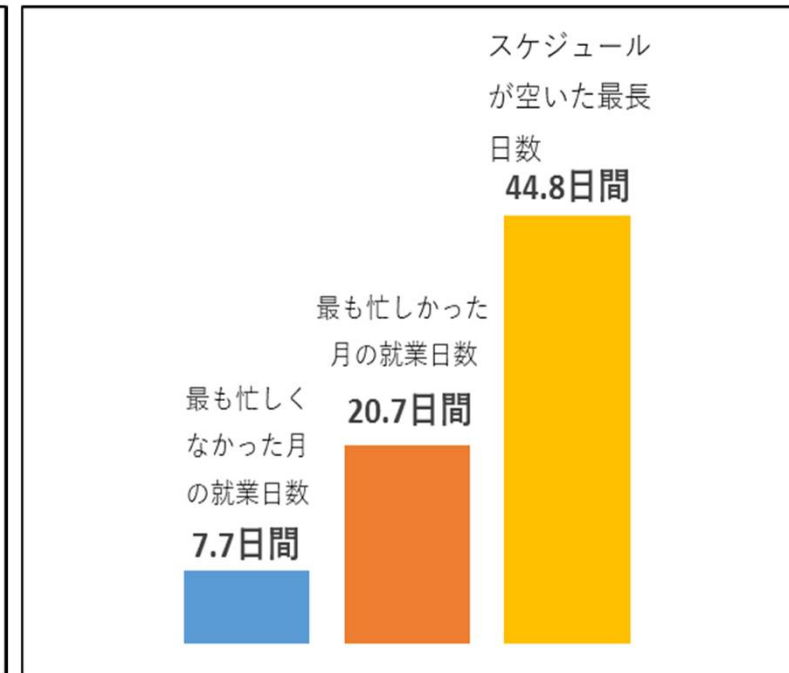
# 既存調査から見た実演家の働き方の特性②

## 不定期、断続的、かつ多様な仕事内容

- 公演、指導、メディア出演等仕事が多岐にわたる
- スケジュールの空白期間も、身体・技術を維持・向上する活動は必須
- 忙しい時期と忙しくない時期との差が大きい上に、スケジュールが空き収入が途絶える期間が長い



昨年1年間に費やした活動日数の内訳（複数回答）（'20芸団協調査）

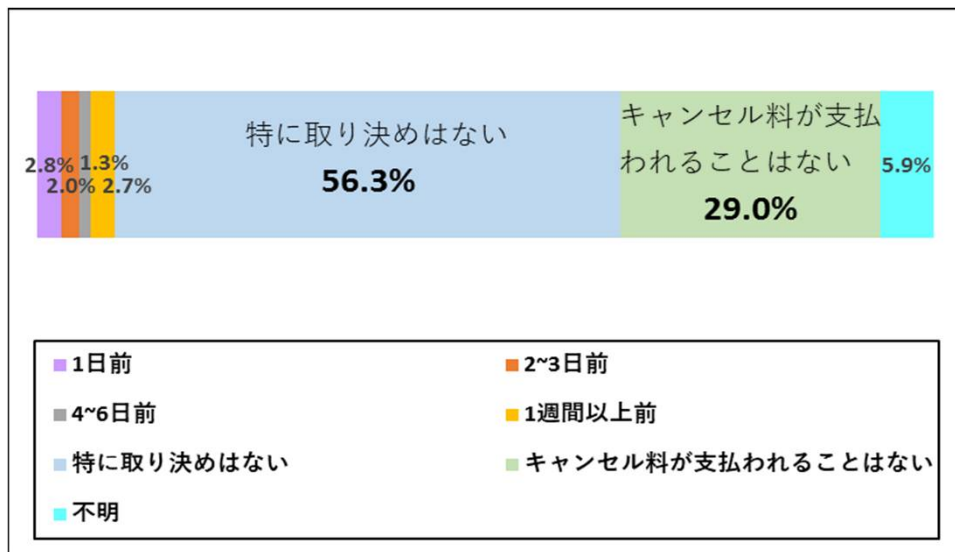


最も忙しくなかった月と最も忙しかった月の就業日数及びスケジュールが空いた最長日数（'03芸団協調査）

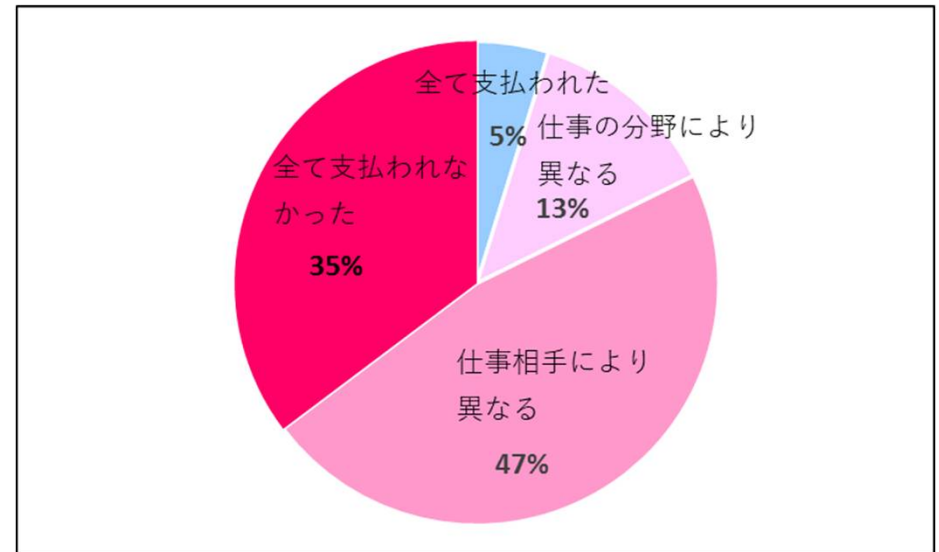
# 既存調査から見た実演家の働き方の特性③

## 契約内容が曖昧

- キャンセル料は、支払われないケースが29.0%、契約に取り決めのないケースが56.3%
- コロナ禍、キャンセル料が全て支払われたケースは5%、支払われないケースがほとんど



キャンセル料の支払い発生期日  
(’03芸団協調査)



コロナ禍で仕事が中止になった場合のキャンセル料の有無  
(’22芸団協調査)

このような働き方ゆえに、実演芸術の仕事とそれに伴う実演家の収入は、コロナ禍のような不可抗力な事態においてだけではなく、恒常的に不安定

# 芸団協の主な取組み

- 1965 芸団協設立
- 1973 芸能人年金制度発足→保険業法改正に伴い、2009年廃止
- 1975 労災問題研究会を開催し、1979年に労災問題研究委員会を設置
- 1989 映像・舞台スタッフ団体とともに芸能関連労災問題連絡会を結成  
労働基準法の「労働者」性の判断基準の見直し等に関して活動
- 1996 労働省・労働基準法研究会報告「建設業手間請け従事者及び芸能関係者に関する労災基準法の『労働者』の判断基準について」
- 2002 労災保険に限って、従来のわが国の労働者性判断と併存する形で、新たな労災補償制度を設けることを提案。独立の請負人としての「独立の芸術家」を定義。義務的加入とし、保険料の全額（最低でも半額）を実演の買手である事業者負担させるという仕組み

## 新型コロナウイルス感染症拡大による文化芸術界への甚大な打撃、そして再生にむけて（文化芸術推進フォーラム、2021年7月）

要望2 芸術家等が安心して仕事に取り組める、業界全体が支える公的な共済制度の創設を

### 文化芸術推進基本計画（第2期）（2023年3月閣議決定）

第4：第2期計画における重点取組及び施策群

①重点取組1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進【計画期間中に取り組むべき重要施策】

○文化芸術の担い手が、持続可能な形で文化芸術活動を継続できるよう、…、芸術家等が個人事業主等として事業を継続し、専念して活動ができる仕組みの検討も含め、活動基盤強化のための取組を、民間企業と連携しつつ、関係省庁間で推進する。

- 2022 「芸術家の社会保障等に関する研究会」を立ち上げ、仏独韓の制度比較研究



# 芸術家の働き方の特性に配慮した独自の制度をつくる仏独韓①

	日本	フランス	ドイツ	韓国
芸術家を職業専門家として認める方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>実演家</u>：実演家の協力を<b>有償</b>で確保する<b>契約</b>を労働契約と推定 →このような契約の対象である実演家には、労働者として、一般被用者向けの社会保障制度と労災保険・失業保険を適用</li> <li>・<u>芸術家・著作者</u>：自営業者だが、<u>社会保障制度上は被用者扱い</u> (ただし、労災保険・失業保険は対象外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>商業的規模</b>で長期的に<u>自営業</u>として活動しており、有償契約による<b>年収3,900€（約50万円）以上の芸術家・文筆家及びそれらの分野の教授者</b>は芸術家社会保険（医療、介護、法定年金）に強制加入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術家福祉財団による福祉事業の対象となるには、<b>芸術活動証明</b>※を完了させる必要がある</li> </ul> <p>※芸術活動証明(一般)</p> <p>①公表された芸術活動実績、②<b>芸術活動収入</b>、③基準外活動（①、②で証明困難な長老芸術家、経歴断絶芸術家等）のいずれかによる申請を、各分野の専門家で構成された審議委員会で審査</p>
対象となる芸術家の人数	<p>令和2年国勢調査 52万5,890人</p> <p>令和2年度文化庁第2次補正予算事業「文化芸術活動の継続支援事業」申請件数 8万8,981件</p>	<p>2019年時点の失業保険〔附属書8（映画視聴覚分野の労働者と技術者）、附属書10（舞台芸術の芸術家と技術者）〕該当者 約28万人(うち約10万人が手当受給)</p>	<p>芸術家社会保険加入者 19万4,473人(2021年)</p>	<p>芸術活動証明完了者 15万6,226人（2022年）</p>

# 芸術家の働き方の特性に配慮した独自の制度をつくる仏独韓②

	日本	フランス	ドイツ	韓国
専門芸術家を 社会保障等に 接続する法律		<p><u>実演家</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働法（1969年）</li> <li>・労使協約附属書10（1967年）</li> </ul> <p><u>芸術家・著作者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・画家、彫刻家、版画家の疾病出産死亡保障に関する1964年12月26日の法律</li> </ul>	<p>芸術家社会保険法（1981年）</p>	<p>芸術家福祉法（2011年）</p>
保険料 (医療・年金・ 介護)の軽減 措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実演家：保険料は労使で負担。労使ともに保険料負担率が一般被用者の70%</li> <li>・芸術家・著作者：被用者扱いで、使用者負担相当分を作品利用者や販売者（流通者）が負担。保険料逡減率を適用</li> </ul> <p>※介護は社会保険ではなく社会扶助</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術家等の保険料負担は50%。残りは国(20%)、市場に出す者(30%)が負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準契約書による契約締結：芸術家・事業者双方の契約期間中の国民年金保険料支援（40%）</li> <li>・標準契約の教育履修：芸術家の国民年金保険料支援（50%、最大6か月）</li> </ul>



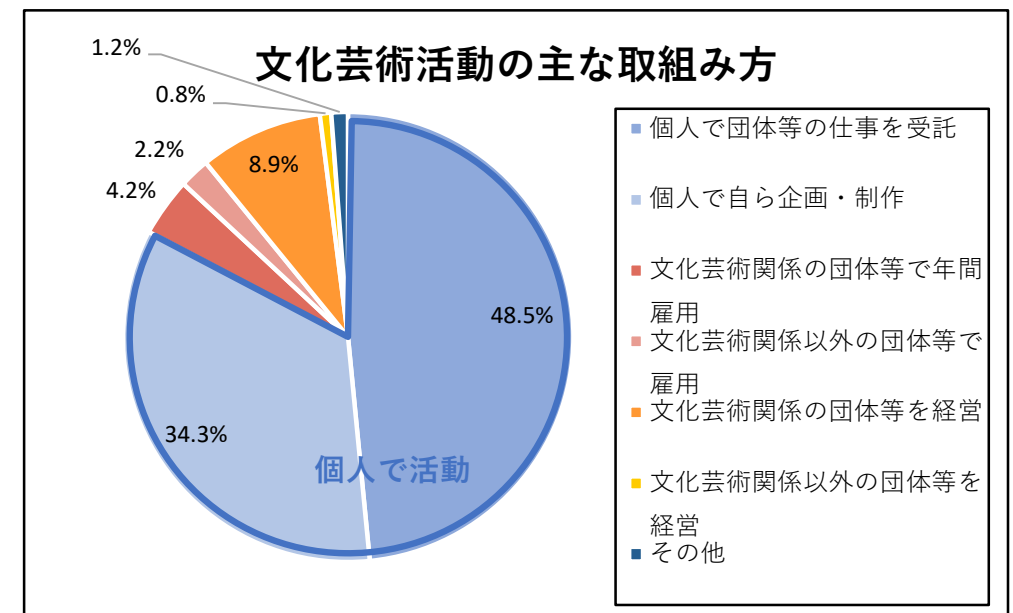
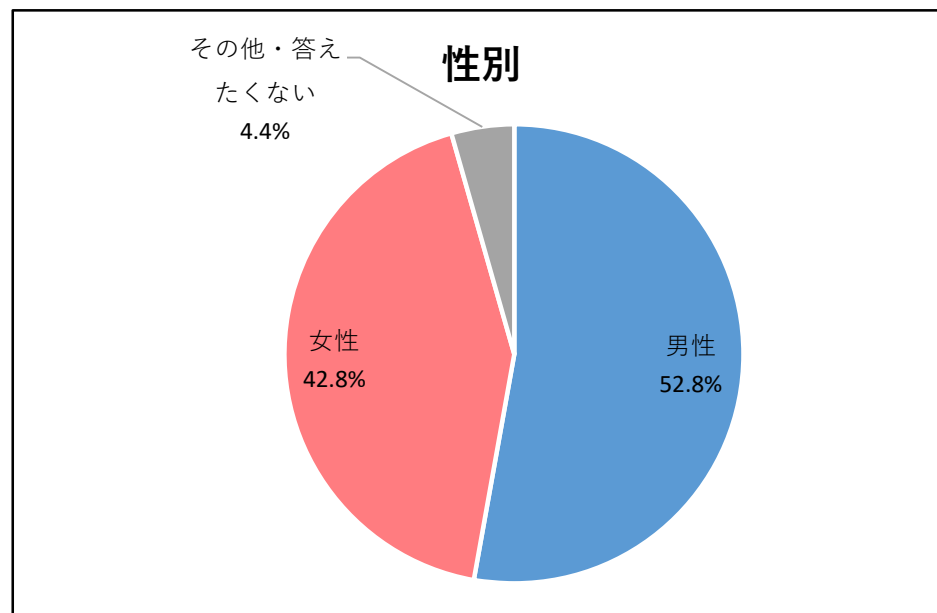
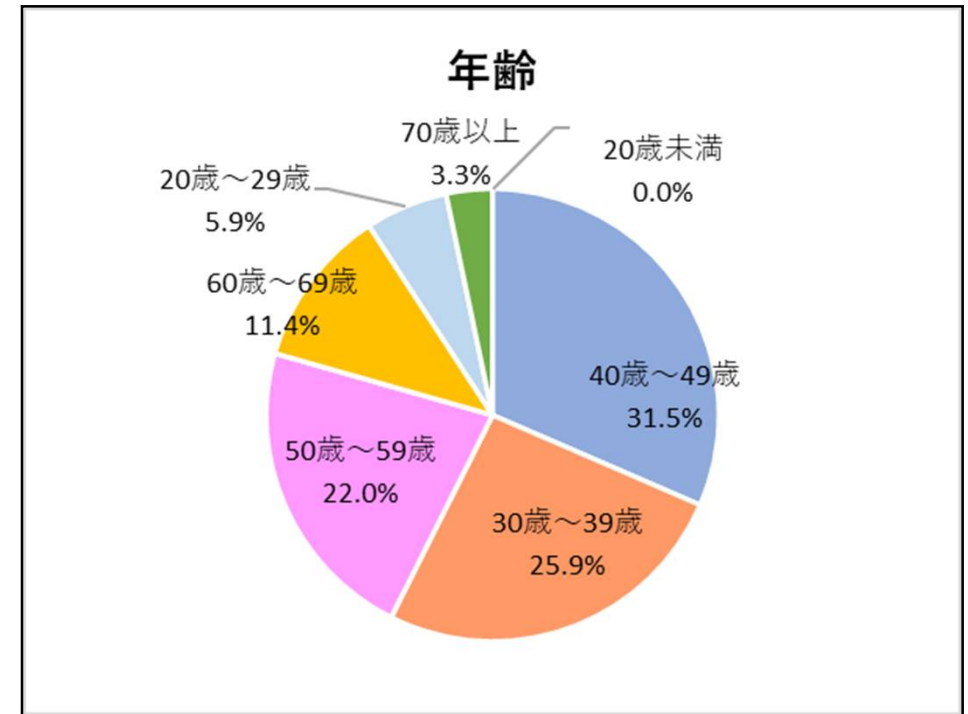
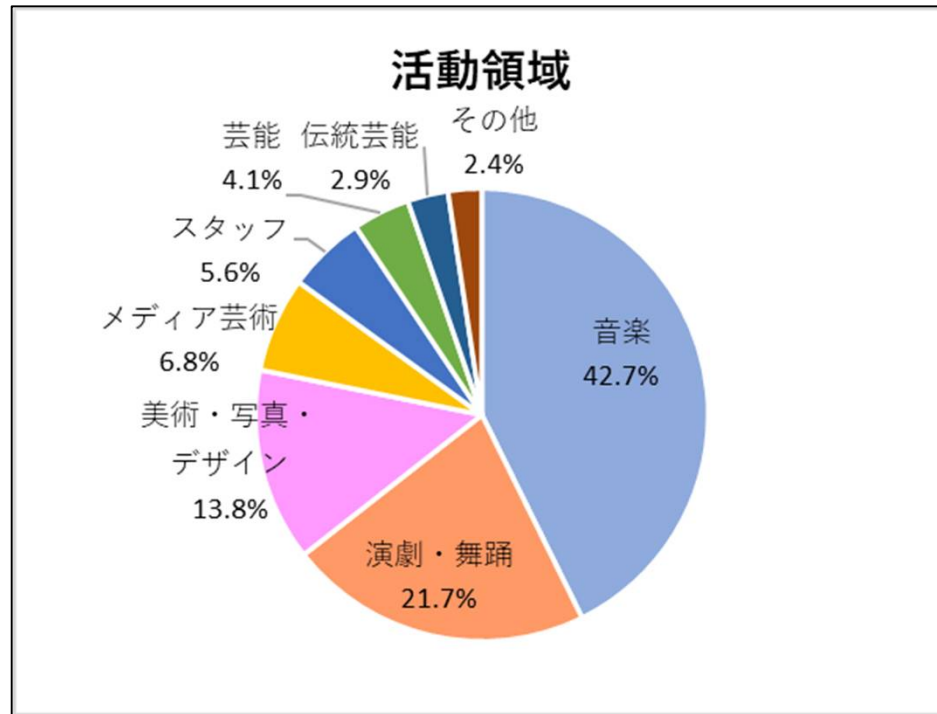
# 芸術家の働き方の特性に配慮した独自の制度をつくる仏独韓③

		日本	フランス	ドイツ	韓国
労災保険	加入の可否	特別加入 (任意)	実演家のみ	職能団体を通じた 任意加入	中小企業事業主として 任意加入
	保険料 軽減措置		労使で負担。さらに労 使ともに保険料が被用 者の70%		芸術家福祉財団が、芸 術活動証明を完了して いる芸術家に対し、保 険料の50%支援
仕事のない期間の 収入補填			<p><u>舞台芸術の アンテルミタン制度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象:有償契約を締結する舞台芸術の実演家・技術者</li> <li>・給付要件:登録前12ヶ月間に<b>有償契約に基づく就労507時間以上</b></li> <li>・給付資格取得から12ヶ月間、有償契約がない日の日額失業補償(更新可)</li> </ul>	<p>芸術家特有の制度はないが、週15時間以上の自営業を営む者は任意加入</p>	<p><u>芸術家雇用保険</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：<b>文化芸術役務関連契約</b>を締結し、自ら直接労務を提供する65歳未満の芸術家。うち、当該<b>契約に基づく月平均所得50万₩以上</b>の者及び<b>契約期間が1ヶ月未満の者は強制加入</b></li> <li>・兼業の場合も加入可</li> <li>・失業手当、産前産後手当</li> <li>・月平均報酬260万₩未満の芸術家に対し、保険料支援</li> </ul>

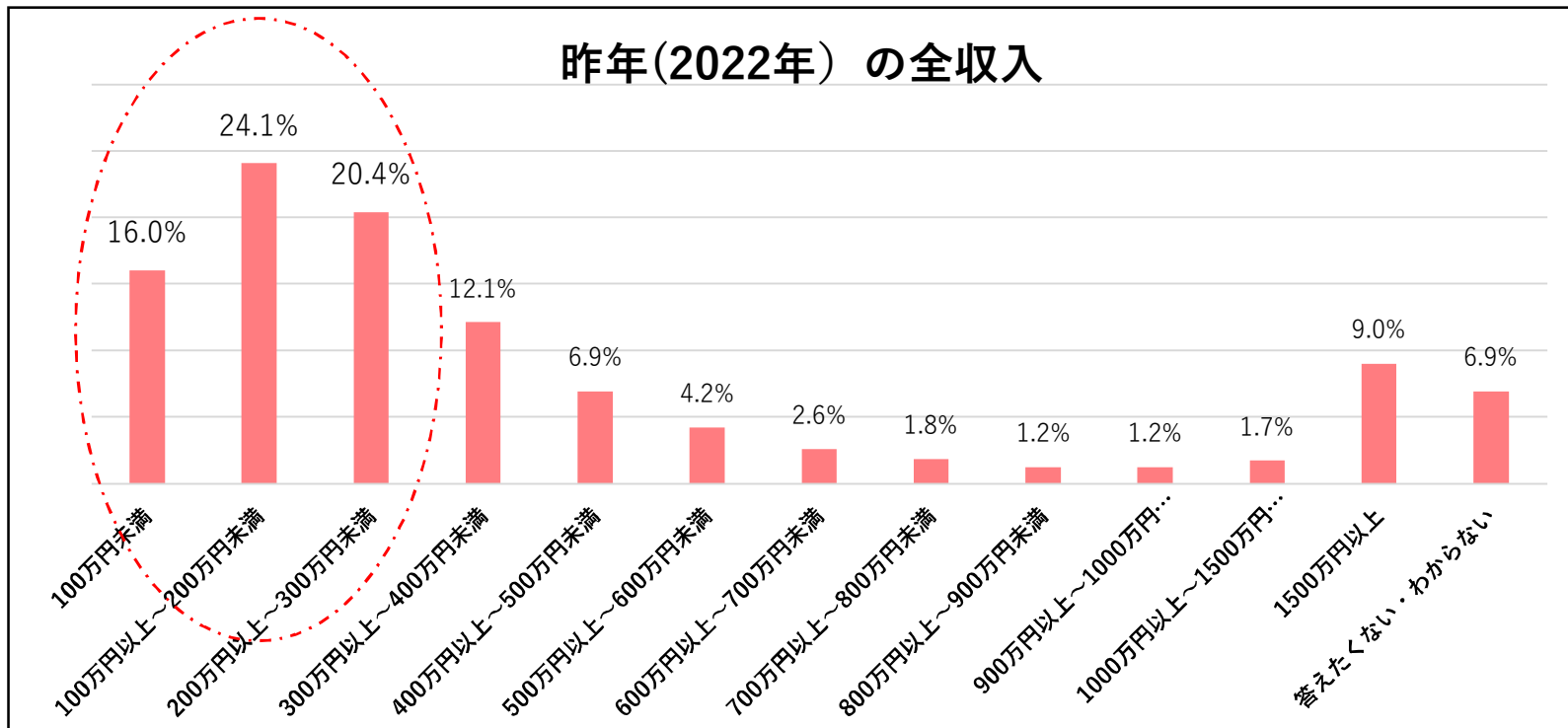
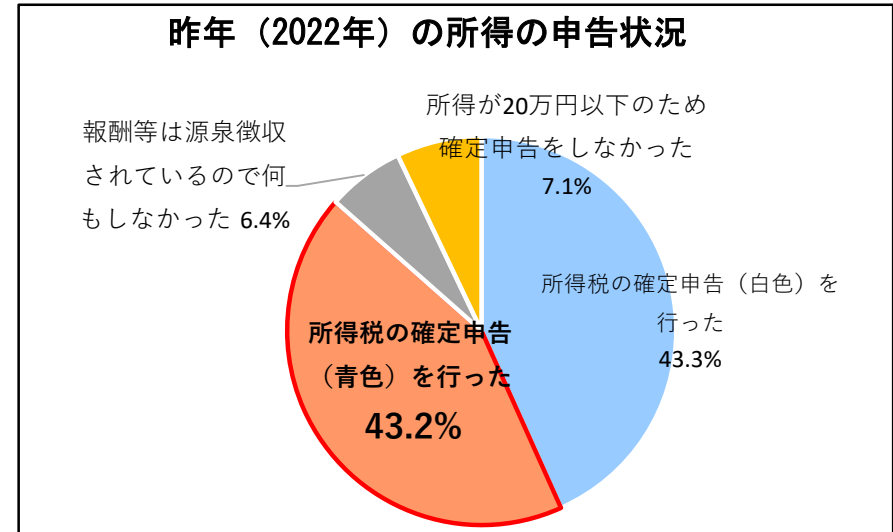
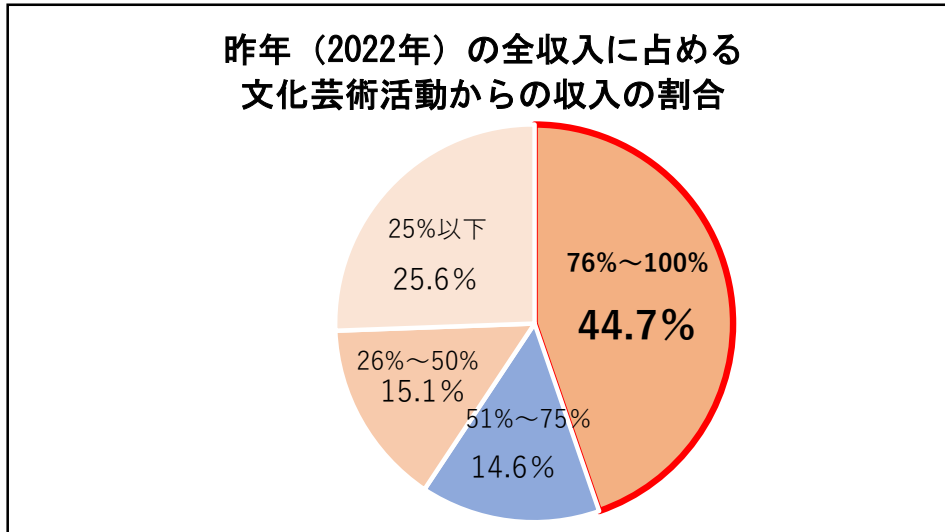
# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する政府の施策の活用状況 及び芸術家等のセーフティネットに関するアンケート

実施期間	2023年7月7日～2023年7月31日
実施方法	ウェブフォームによるアンケート調査
対象	文化庁「文化芸術活動の継続支援事業」交付決定者（59,400件）、文化芸術推進フォーラム構成団体及び芸団協正会員団体に属する芸術家等
回答数	20,273件
調査主体	独立行政法人日本芸術文化振興会 文化芸術推進フォーラム（事務局：芸団協）
回収・集計	株式会社インテージリサーチ

回答者の主な活動領域は音楽、演劇・舞踊、美術・写真・デザインの順に多い。年齢は30代～50代で8割を占める。女性4割、男性5割。個人で活動する人が8割

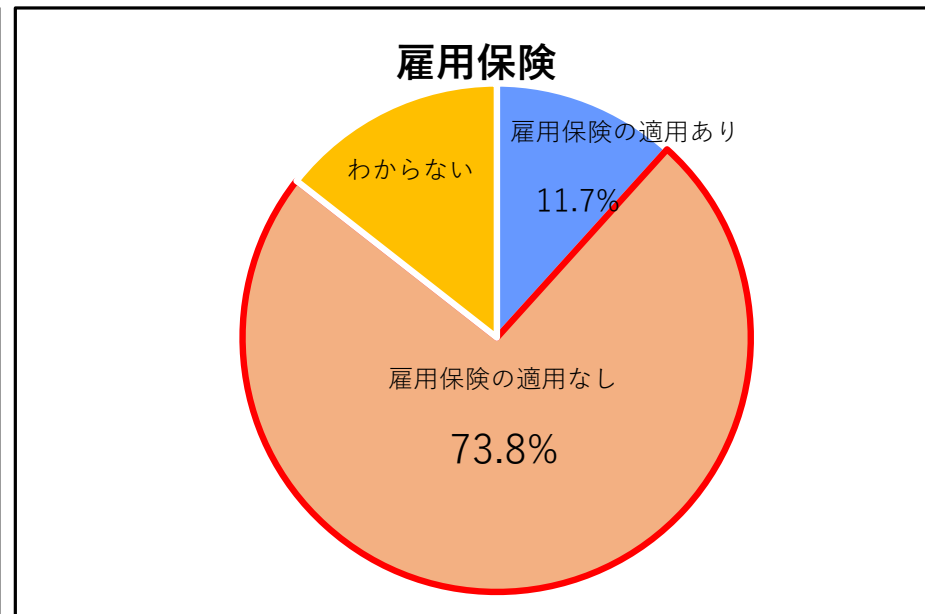
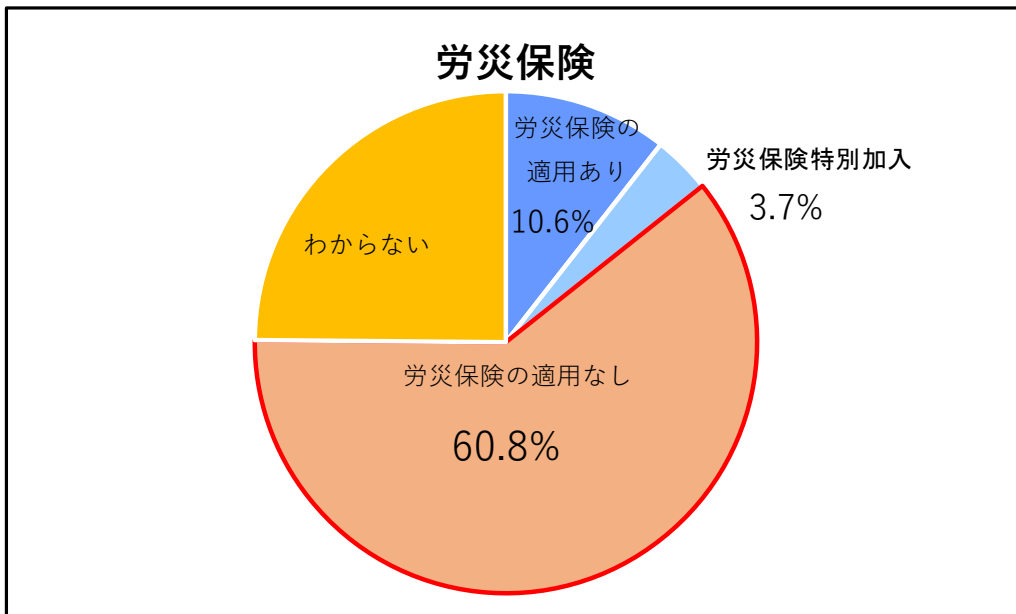
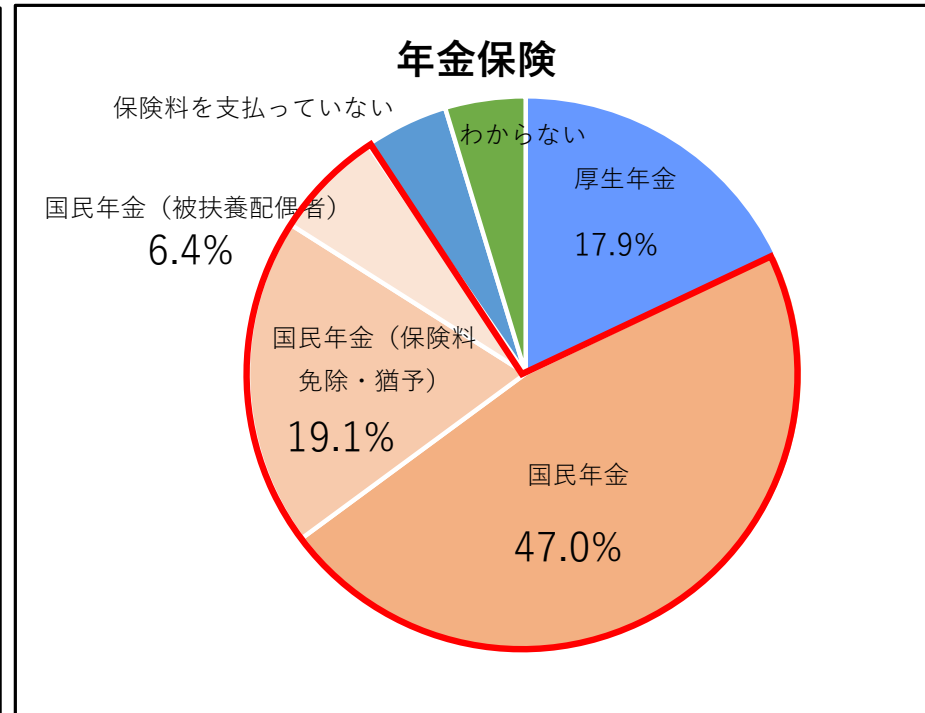
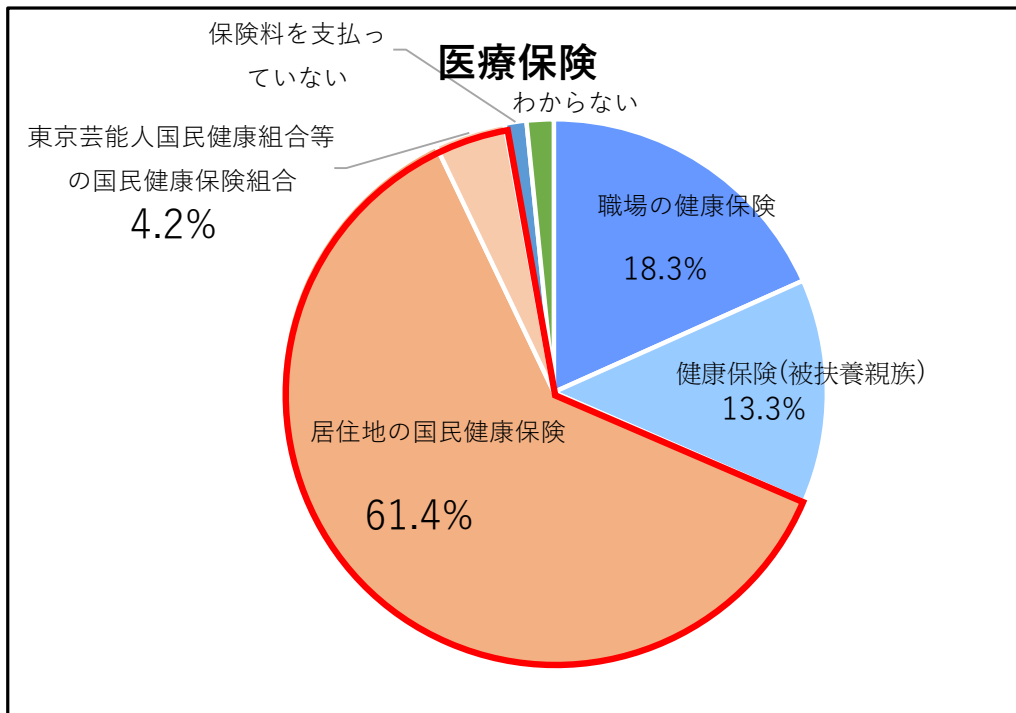


年収の76%以上を文化芸術活動から得ている人が45%、青色申告で所得税の確定申告をしている人が43%と、文化芸術活動に専門的に取り組む人がほぼ半数  
 年収300万円未満の人が回答者の6割を超える

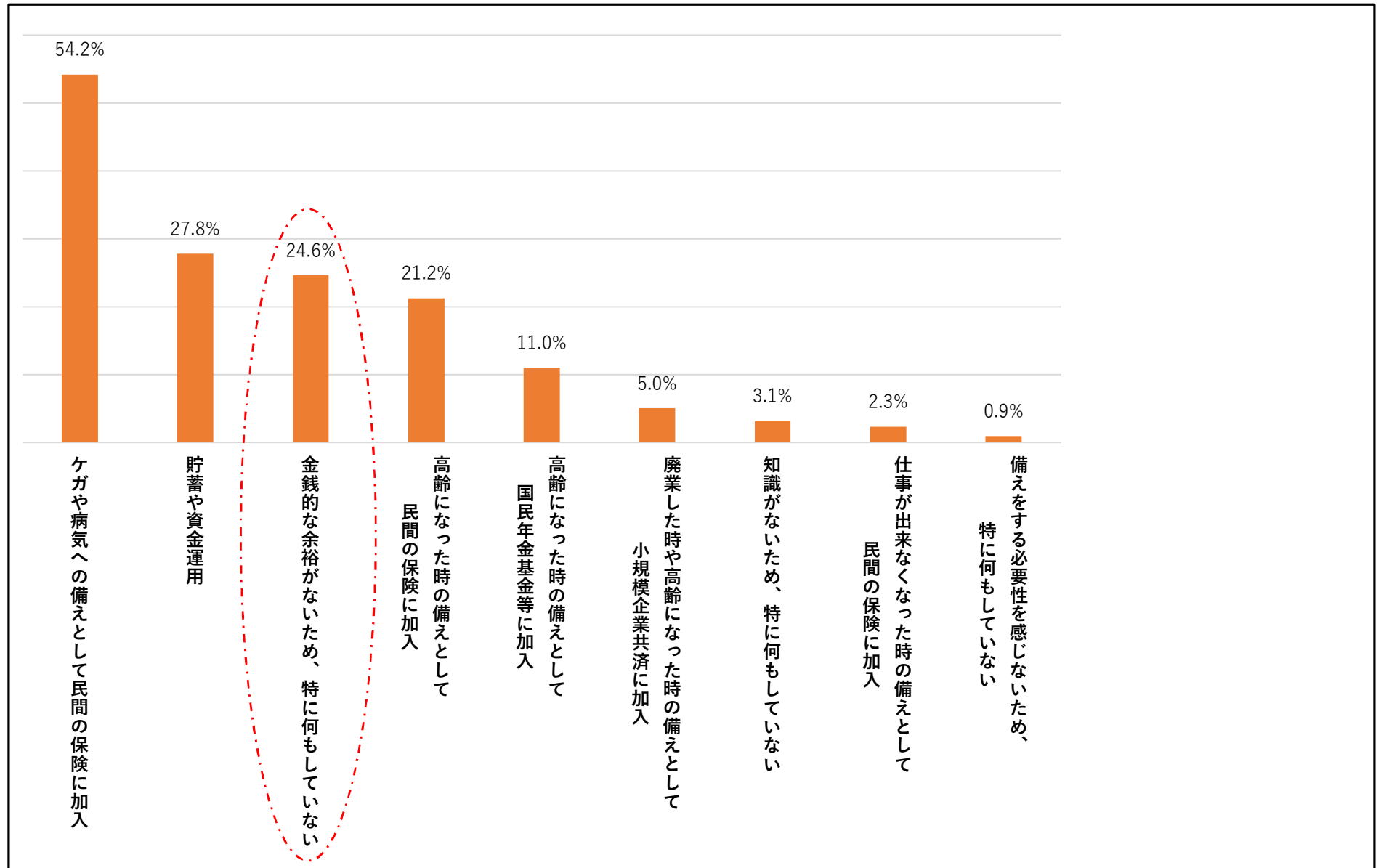


国民健康保険加入者65%、国民年金加入者73%、労災保険の適用がない人6割、雇用保険の適用のない人7割

「芸術活動や生活維持、老後の備えのために活用できる公的制度」について「知る機会が欲しい」人が90.9%と、関心の高さが伺える

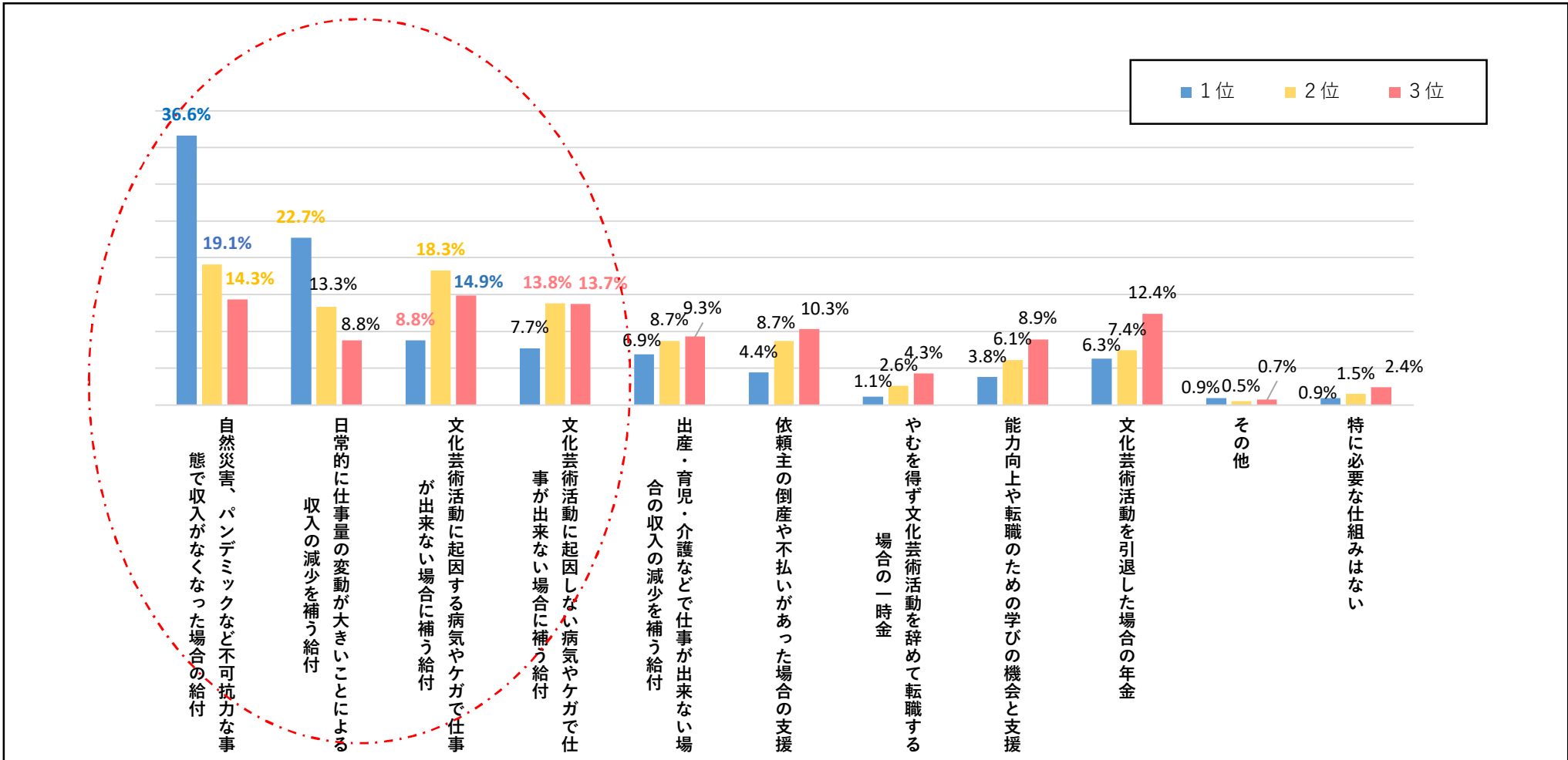


社会保険以外の備えとして、「金銭的な余裕がないために特に何もしていない人」が4人に1人  
 ケガや病気の備えとして民間保険に加入する人、貯蓄や資金運用をする人の次に多い

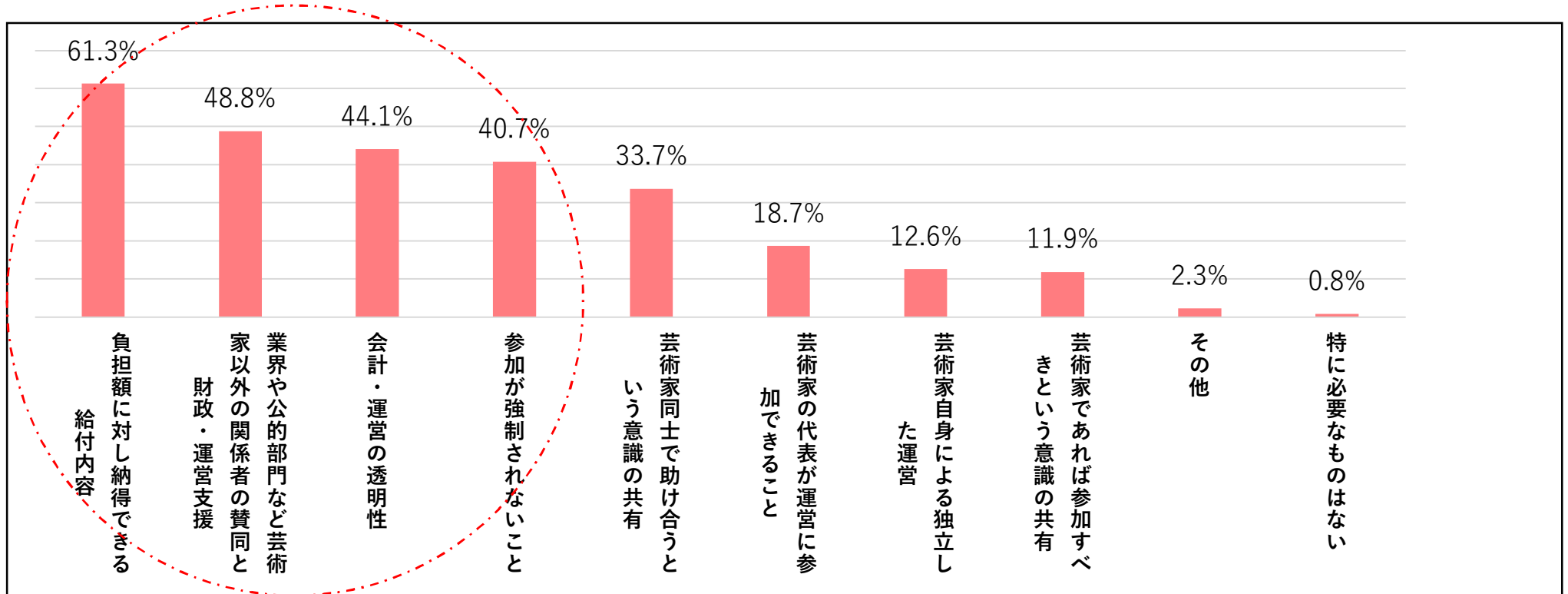




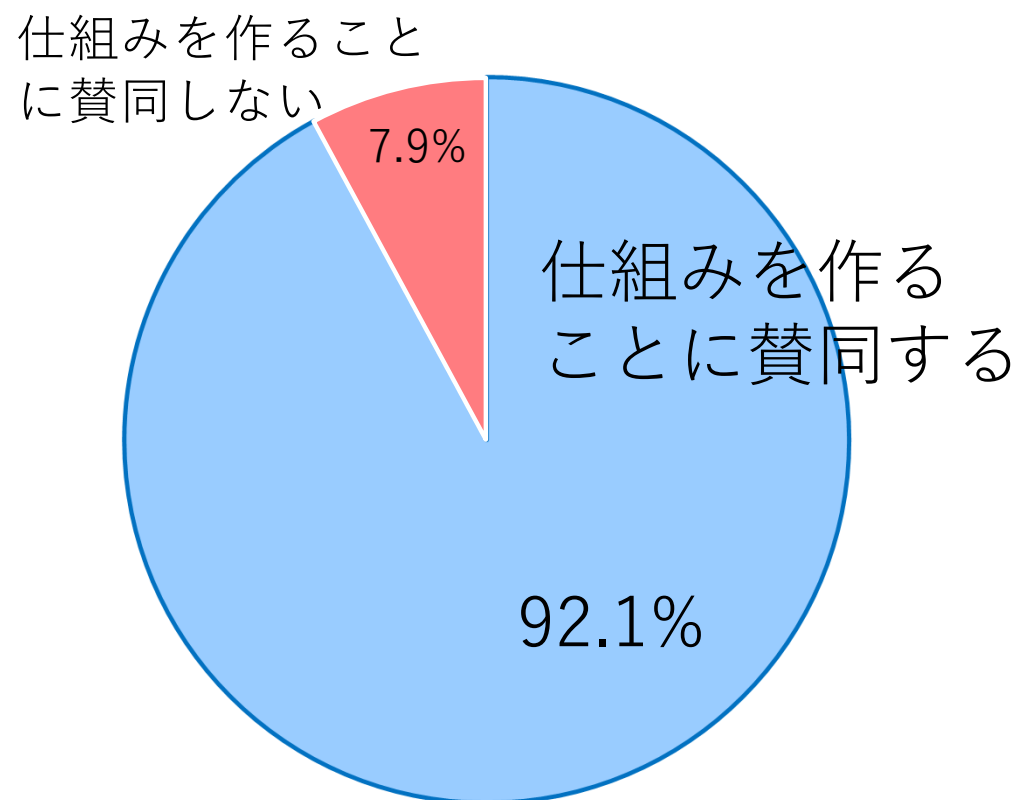
「文化芸術活動に特有の収入変動等に備える芸術家のための互助の仕組み」を作る場合に必要な給付の仕組みとして、「自然災害、パンデミックなど不可抗力な事態で収入がなくなった場合の給付」、「日常的に仕事量の変動が大きいことによる収入の減少を補う給付」、「文化芸術活動に起因する病気やケガで仕事が出来ない場合に補う給付」、「文化芸術活動に起因する病気やケガで仕事が出来ない場合に補う給付」のニーズが高い。



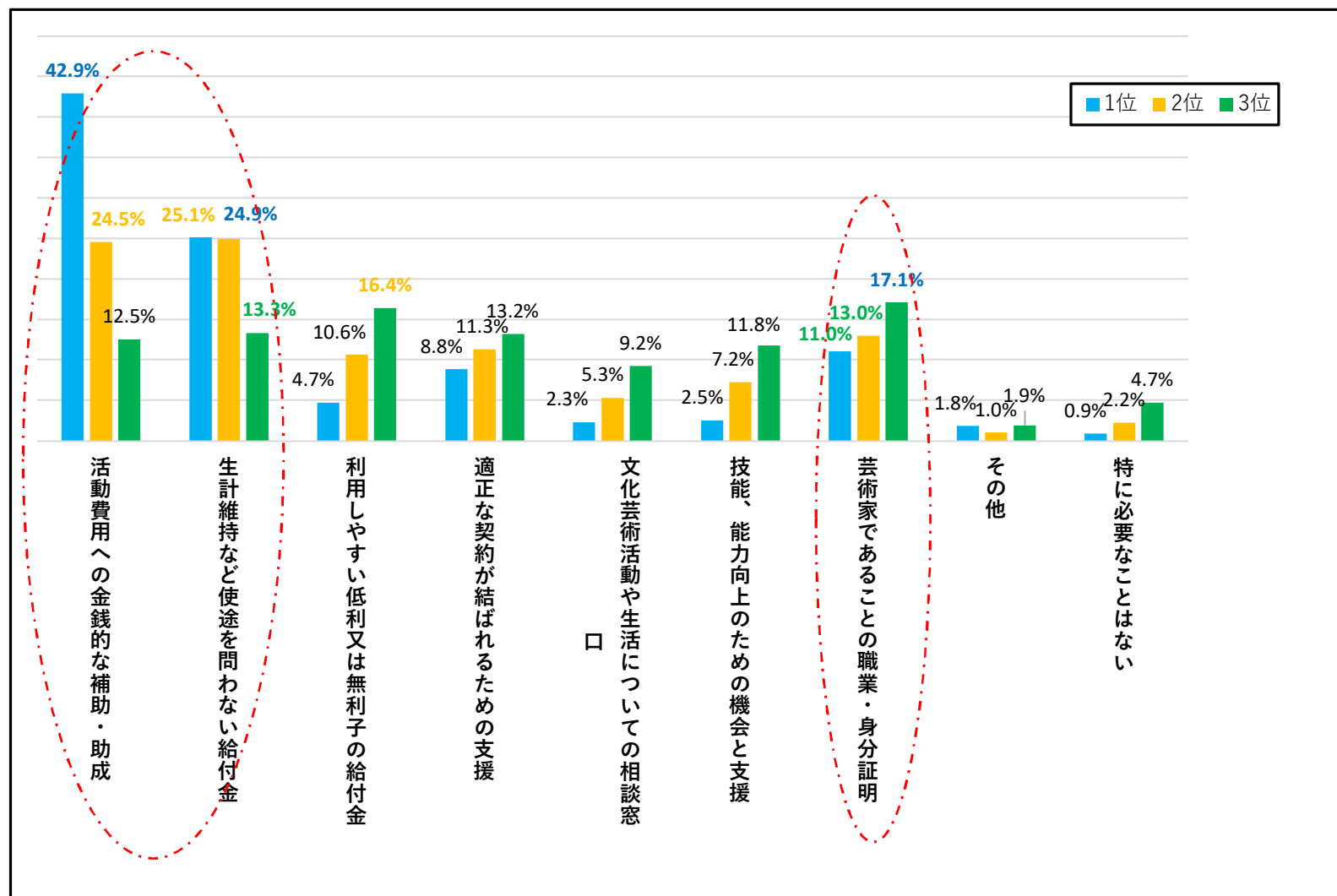
「文化芸術活動に特有の収入変動等に備える芸術家のための互助の仕組み」を作る上で、「負担額に対し納得できる給付内容」、「業界や公的部門など芸術家以外の関係者の賛同と財政・運営支援」、「会計・運営の透明性」、「参加が強制されないこと」の順で必要との意見が多い。



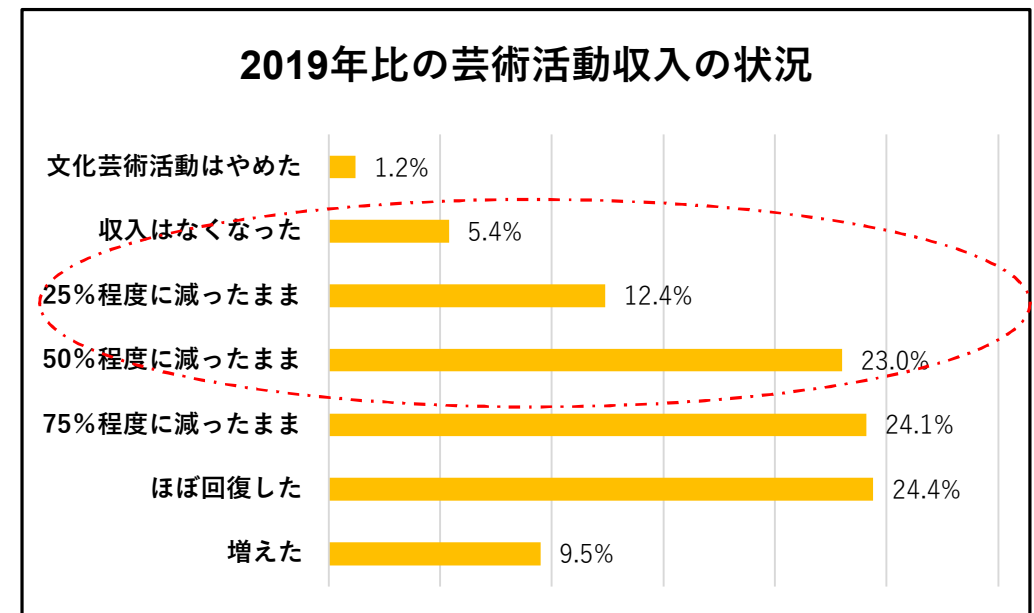
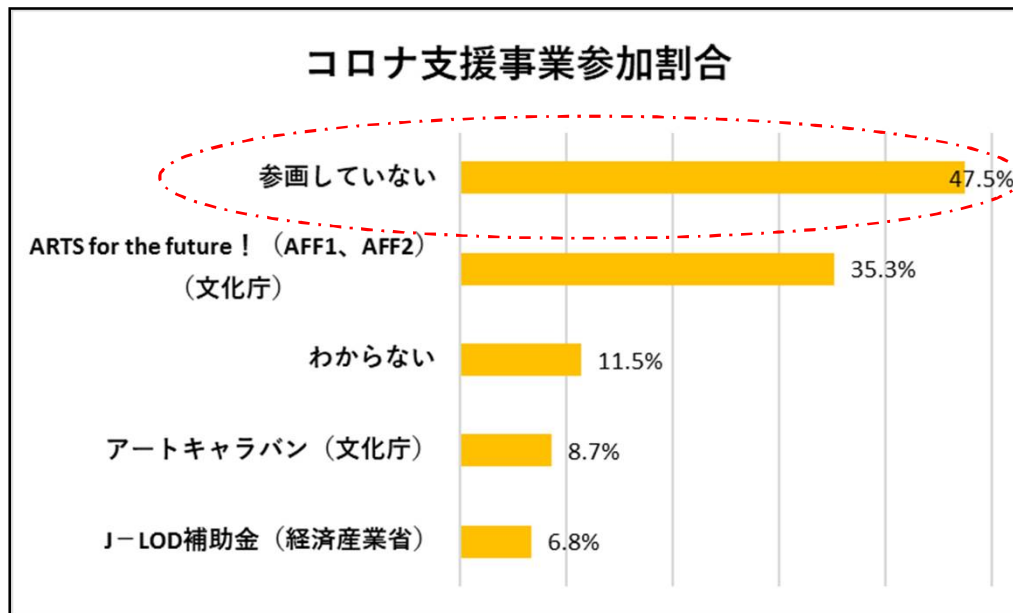
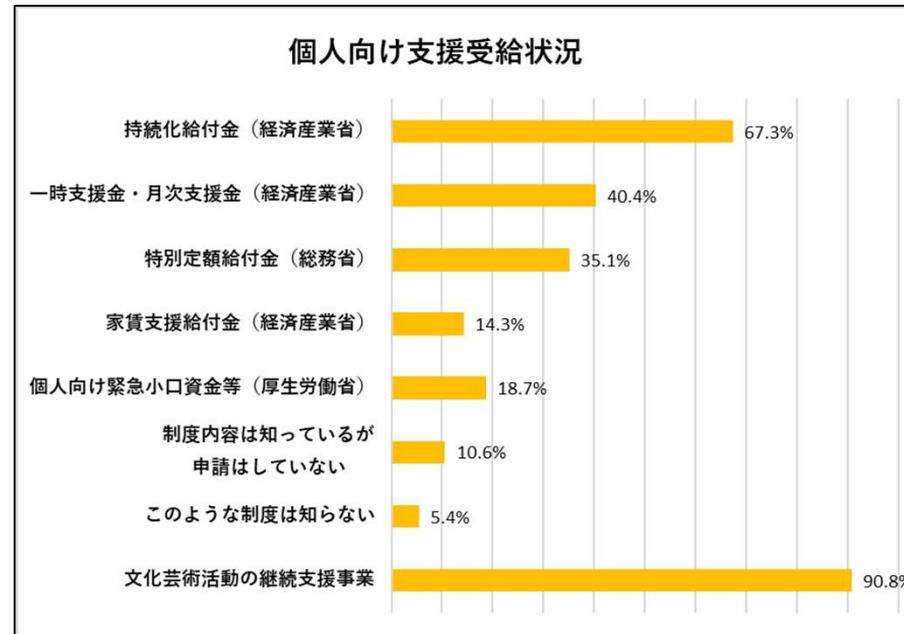
「文化芸術活動に特有の収入変動等に備える芸術家のための互助の仕組み」を作ることによって多様な分野のほとんどの人が賛同



今後文化芸術活動を続ける上で必要なこととして、1位に「個人の文化活動費用への金銭的な補助・助成」、2位に「生計維持など用途を問わない給付金」、3位に「芸術家であることの職業・身分証明」を選択した人が多い



コロナ対策個人向け給付は多くの方が活用したが、1年で終了  
 公演活動支援の恩恵は47.5%の芸術家等が受けていない  
 40%あまりの芸術家等の収入は依然として19年比50%未満の状況  
 →支援策の工夫が必要



# 「芸術家の地位に関する勧告」(1980年 第21回ユネスコ総会採択)

## VI 芸術家の雇用、労働及び生活の条件—専門的職能団体及び労働組合

5 加盟国は、各々の文化環境に応じ、被雇用の又は自営の芸術家に対し、他の被雇用の又は自営の集団にそれぞれ通常与えられているのと同様の社会的保護を与えるべく努めるよう勧奨される。同様に、芸術家の扶養家族に対しても適切な社会的保護を及ぼすよう措置すべきである。加盟国が社会保障制度を採用し、改善し又は補足するについては、芸術家の雇用は断続的であること及び多くの芸術家は所得に顕著な変動があること（しかしながら、これによって芸術家が作品を創造し、発表し、普及する自由は制限されない。）によって特徴付けられる芸術活動の特殊な性格に留意すべきである。その意味から、加盟国は、芸術家のための社会保障の資金につき特別な措置（例えば公共当局若しくは芸術家のサービス又は作品を売買したり利用する私企業による資金供出という新しい方式を採用することなど。）を採用することを考慮するよう勧奨される。

**日本でも、芸術家の働き方の特性を踏まえた社会保障の在り方を改めて検討すべき時期に来ているのではないか**